

令和4年8月
関西広域連合議会定例会

報 告 書

令和4年9月14日

関西広域連合議会議員 岡 本 富 治
同 山 西 国 朗
同 浪 越 憲 一

議 事 日 程

令和4年8月25日(木)

午後1時開議

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 第11号議案から第14号議案（広域連合長提案説明）
- 第 5 一般質問
- 第 6 第12号議案から第14号議案（討論・採決）
- 第 7 第11号議案（総務常任委員会付託、閉会中の継続審査に付する件）

第11号議案

令和3年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件

令和3年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算は、別冊令和3年度関西広域連合歳入歳出決算書のとおりであるから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和4年8月25日提出

関西広域連合長 仁 坂 吉 伸

第12号議案

令和4年度関西広域連合一般会計補正予算（第2号）の件

令和4年度関西広域連合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50,891千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,768,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月25日提出

関西広域連合長 仁 坂 吉 伸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		千円 1,453,733	千円 △31,492	千円 1,422,241
	1 負 担 金	1,453,733	△31,492	1,422,241
3 国庫支出金		847,091	9,342	856,433
	2 国庫委託金	20,000	9,342	29,342
6 繰 入 金		111,169	△21	111,148
	1 基金繰入金	111,169	△21	111,148
7 繰 越 金		1	73,062	73,063
	1 繰 越 金	1	73,062	73,063
歳 入 合 計		2,718,009	50,891	2,768,900

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		367,012	36,532	403,544
	1 企 画 管 理 費	366,494	36,532	403,026
4 広域観光・文化・ スポーツ振興費		126,998	9,342	136,340
	1 広域観光・文化振興費	108,387	9,342	117,729
6 広域医療費		1,669,370	5,017	1,674,387
	1 広域医療費	1,669,370	5,017	1,674,387
歳 出 合 計		2,718,009	50,891	2,768,900

第13号議案

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年8月25日提出

関西広域連合長 仁 坂 吉 伸

関西広域連合条例第 号

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例（令和元年関西広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを削り、同号イ中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号イを同号アとし、同号ウを同号イとする。

第12条中「職員は、任期」を「職員は」に改める。

第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等について申出があった場合における措置等）

第16条 任命権者は、会計年度任用職員が当該任命権者に対し、当該会計年度任用職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該会計年度任用職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該会計年度職員の意向を確認するための面談その他の別に定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、会計年度任用職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該会計年度任用職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 会計年度任用職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

第2条 関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「第5条」を「当該子の出生の日から第7条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第5条」に、「2歳」を「当該子が2歳」に、「及び」を「及び引き続いて」に改め、「引き続き」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 次のいずれかに該当する会計年度任用職員

ア その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該会計年度任用職員が第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下

このアにおいて同じ。)において育児休業をしている会計年度任用職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

イ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号を削る。

第4条第2号中「この条及び次条において」を削り、「当該会計年度任用職員が当該」を「当該会計年度任用職員が、当該」に改め、同条第3号中「ため、会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する会計年度任用職員が前号の場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号の場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号の場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合において、次のいずれにも該当するとき」を「会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第6条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、別に定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該会計年度任用職員がする」を「当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方職員等育児休業をする場合にあっては、当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの。

第4条第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到

達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがないこと。

第5条中「ため、会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「会計年度任用職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、別に定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該会計年度任用職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方職員等育児休業をする場合にあっては、当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第5条に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第6条を削る。

第7条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「第2条第3号に規定する会計年度任用職員が同号の」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする」に改め、同号を同条第7号とし、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第7条 法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

第14号議案

工事請負契約締結の件

関西広域連合議会の議決を要する財産の取得又は処分を定める条例（平成23年関西広域連合条例第10号）第2条の規定により議決を求める。

令和4年8月25日提出

関西広域連合長 仁 坂 吉 伸

業 務 名	契 約 金 額	契 約 の 相 手 方
大阪・関西万博 関西パビリオン整備事業設計・施工業務	円 525,250,000	大阪市淀川区木川東4丁目8番4号 太陽工業株式会社 代表取締役社長 能村 祐己

令和4年8月定例会 質問項目一覧

	府県市	質問者	質問時間	質問項目
1	奈良県	尾崎 充典 議員 (一括)	12分	1 体験型観光の創出について
2	徳島県	山西 国朗 議員 (一問一答)	12分	1 文化庁移転について (1) 文化庁の京都移転を契機とした関西文化行政の更なる発展について (2) 文化行政の更なる発展のための文化財専門職等の確保・育成について 2 ジオパークの海外向けプロモーションの推進について
3	鳥取県	島谷 龍司 議員 (一問一答)	8分	1 新型コロナウイルス感染症について (1) 新型コロナウイルス感染症の位置づけについて (2) 国民への感染予防行動の呼びかけや自治体への財政支援などについて
4	大阪府	八重樫 善幸 議員 (一問一答)	8分	1 関西広域連合が存在感を発揮するためのビジョンの策定 2 グローバルに活躍できる人材を呼び込むための取組
5	大阪府	大橋 一功 議員 (一問一答)	12分	1 関西広域連合としての独自事業の取組みについて 2 大阪・関西万博に向けた取組み状況について 3 文化庁の全面移転による関西の文化振興への効果について 4 空飛ぶクルマのドクターヘリへの活用について
6	大阪市	山本 智子 議員 (一問一答)	12分	1 女性活躍推進について 2 多様性の尊重（LGBTなどの性的少数者支援）について 3 食品ロス削減対策
7	堺市	三宅 達也 議員 (一問一答)	8分	1 社会インフラに関する危機事象について (1) 災害時における危機事象への対応について (2) 新たな危機事象への対応について
8	兵庫県	北浜 みどり 議員 (一括)	10分	1 文化庁認定の日本遺産の活用について 2 広域防災における連携について
9	兵庫県	原 テツアキ 議員 (一括)	10分	1 「東京一極集中の是正」という表現について 2 海外事務所等の共同利用の現状と課題について
10	神戸市	守屋 隆司 議員 (一問一答)	8分	1 国際会議の開催による関西の観光分野への波及効果について 2 地産地消の推進による食料自給率の高い米の学校給食へのさらなる利用促進について
11	京都府	成宮 真理子 議員 (一問一答)	16分	1 大阪・関西万博とパピリオン出展計画について 2 北陸新幹線の延伸（敦賀-大阪間）計画、JR西日本の減便・廃線問題について 3 老朽原発をはじめとした原発再稼働問題について
12	京都市	中村 三之助 議員 (一問一答)	8分	1 「ワールドマスターズゲームズ 2027関西」の開催について (1) I M G A との協議について (2) 組織委員会の名称について (3) 開催に向けた体制作りについて 2 関西広域連合の主要事業の在り方について
13	滋賀県	周防 清二 議員 (分割)	16分	1 安定したエネルギー供給についての今後の取組について 2 脱炭素社会の実現に向けた今後の取組について 3 武力攻撃事態の想定について
14	和歌山県	奥村 規子 議員 (一問一答)	16分	1 大阪カジノ誘致問題について 2 新型コロナウイルス感染症第7波への対応について (1) 関西広域連合圏域内の現状について (2) 医療ひっ迫における課題と取組について (3) これまでの経験則を踏まえた今後の在り方について

本県選出議員の質問概要

山西 国朗 議員

1 文化庁移転について

(1) 文化庁の京都移転を契機とした関西文化行政の更なる発展について

(質問要旨)

関西各地においては、能や人形浄瑠璃などの伝統芸能や、茶道・華道などの生活文化、さらには国宝や重要文化財などの文化遺産など、有形無形の多様な文化が受け継がれてきた。

一方、近年は、文化芸術の分野においても新型コロナウイルス感染症対策、SDGs、DXへの対応など大きな転換点を迎えているところであり、文化と観光の融合など、時代の変化に対応していく必要に迫られているところである。

折しも関西は、文化庁の京都移転、大阪・関西万博の開催に向けて、新時代を迎えようとしている。文化庁の本格的な京都移転については、長官が今年度末に順次移って業務を始めていくこととしていると聞いている。

そこで、文化庁の京都移転、それに伴う関西広域連合の今後の戦略や方針について伺いたい。

(答弁要旨)

○副広域連合長（西脇 隆俊）

能・狂言や人形浄瑠璃などの伝統芸能や茶道、華道などの生活文化をはじめ、世界文化遺産や日本遺産、国宝・重要文化財等の歴史文化資源などが数多く存在することが、関西の大きな魅力であるとともに、強みとなっている。

来年3月27日に関西で業務を開始されることとなる文化庁とは、伝統文化親子教室や関西地域文化フェア、歴史文化遺産フォーラムなど、関西地域の歴史や文化を多くの方に知っていただくための取組を、これまでも連携して進めてきた。

本年3月に策定した第2期関西観光・文化振興計画においても、新時代の文化・観光首都の創造を将来像として、観光・文化分野におけるDXの促進、文化に親しむ機会の創出、大阪・関西万博等を活用した観光・文化の推進などを主な戦略に掲げ、時代の変化を捉えながら、関西の強みである文化を生かした事業を進めることとしている。

具体的には、例えば、AR、VR等のデジタル技術を活用した観光・文化資源のコンテンツ化をはじめ、文化施設を効率よく巡るデジタルパスポートの発行や、AI等による利用者好みの文化観光情報を提供するシステム構築など、関西文化の魅力をより多くの方に広めていくため、観光分野とも連携して取り組んでいくこととしている。

また、大阪・関西万博に向けては、文化庁や経済界、観光や文化関係団体等が一体となったオール関西で、関西文化の魅力を広く発信する事業等により、観光や産業などとの融合等を図り、新たなビジネス創出等につなげるなど、時代の変化に対応しながら、一過性で終わらせることなく、継続して効果を上げていくことを方針に、関西の文化行政の更なる発展につなげていきたいと考えている。

本県選出議員の質問概要

山西 国朗 議員

1 文化庁移転について

(2) 文化行政の更なる発展のための文化財専門職等の確保・育成について

(質問要旨)

過疎化・少子高齢化等の進行による文化財継承の担い手不足により、地域の重要な伝統や文化財が消滅の危機にある今、文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村において、多種多様な文化財の適切な保存及び積極的な活用など、それぞれの専門性に応じた知識や技能等が求められており、専門的な人材の確保や資質の向上が不可欠となっている。

このため、専門職適正配置に向けての市町村への助言や市町村職員を対象とした研修会の開催等を行っていると聞いているが、市町村の体制等は十分であるとは言えない。

文化行政の更なる発展のためには、人材の確保はもとより、特に市町村職員の資質の向上を図ることが重要であり、人材育成に向けた連携など、新たな取組を進めるべきではないかと考える。

私の地元である徳島県では、小規模な自治体において専門職の確保が難しく、困っているという声をよく聞いている。

そこで、文化資源の宝庫「関西」という強みを生かした関西広域連合ならではの今後の方針、取組についてお伺いしたい。

(答弁要旨)

○副広域連合長（西脇 隆俊）

我が国の歴史の表舞台となってきた関西は、国宝及び重要文化財の約5割が集積するなど、豊かな歴史文化資源を有しており、これらの貴重な財産を良好な状態で保存するとともに、活用して地域の活性化につなげていくことが期待されているところである。

文化財の保存、活用に当たっては、文化財の修復等を積極的に進め、文化財を適切に維持、保存していく必要があると考えている。そのためには、高度な知識や技術を持った専門的な人材の確保や技術力の維持、向上が不可欠であるが、文化庁の全国調査によると、一般の市・町村の文化財専門職員は全国平均で1人に満たない厳しい状況にある。

また、都道府県には、市町村への指導助言などの役割を積極的に果たすことが期待されているところだが、例えば関西広域連合の構成府県では、国宝・重要文化財と府県指定等の文化財について、美術工芸品分野では職員約10名で約6,800件を担当しており、建造物分野では、職員約50名で約3,400棟を担当するなど、限られた職員で対応しているのが現状である。

専門人材の資質向上についても、これまで、国や各構成府県市が実施する個別の研修等に任されている状況であり、将来にわたって専門人材の確保や技術力の維持、向上等を持続的に進めていくためには、議員提案の関西広域連合全体で連携し、相互協力していく取組が重要であると考えている。

そのため、今後、文化庁をはじめ、関西広域連合の各構成府県市の文化財保護を所管する教育委員会等と相談し、相互協力をはじめ、効果的な連携の在り方、関西全域を対象とした研修の実施などについて検討し、文化資源の宝庫「関西」という強みを生かした取組となるよう進めていきたいと考えている。

本県選出議員の質問概要

山西 国朗 議員

2 ジオパークの海外向けプロモーションの推進について

(質問要旨)

ジオパークについては、国際的に科学的・文化的価値のある地質遺産を核として、地形・地質に関する自然環境を保護するだけでなく、教育や地域の活性化にもつなげていく大変重要な取組である。

徳島県三好市においても、吉野川と険しい山々がつくりだす峡谷「大歩危小歩危」や祖谷溪の生活文化として造られた祖谷のかずら橋など、県西部エリアを対象に、現在、ジオパーク認定を目指した取組を展開しているところである。

そこで、約2,820万人が訪れると想定されている2025年大阪・関西万博の開催が3年後に迫る中、連合管内にあるジオパークの海外に向けたプロモーションを更に推進し、インバウンド誘客、広域周遊観光の促進に取り組むことが重要であると考えているが、今後どのように取り組んでいくのか、所見をお伺いしたい。

(答弁要旨)

○ジオパーク担当 副委員（亀井 一賀）

ジオパークは人々を魅了する雄大な自然の宝庫であり、関西広域連合管内の山陰海岸ジオパークと南紀熊野ジオパークは、正に大地の公園とも言えるものである。

両ジオパークでは、大自然の中で地形、地質そのものの魅力を満喫できるとともに、トレッキングやシーカヤックのほか、吉野川でも人気のあるラフティングなどのアクティビティが盛んに行われており、外国人観光客が多く訪れる関西の魅力の一つとなっている。

これまで関西広域連合では、関西観光本部のホームページ「The KANSAI Guide」に両ジオパークのコンテンツを充実させ情報発信に取り組んでいる。

また、パリやロンドン、UAEで開催されたシャルジャ国際ブックフェアでの海外トッププロモーション、関西圏域で開催される国際会議等でのPR、インバウンド向け旅行商品の造成などに取り組んできた。

現在、コロナ禍でインバウンドに大きな影響が生じている状況ではあるが、関西広域連合においては、本年度も、南紀熊野ジオパークのファムトリップによる旅行商品造成や、国際空港、各種イベント等における両ジオパークのプロモーションなどにより、両ジオパークの認知度向上などを図ることとしているところである。

関西広域連合としては、ジオパークの情報発信や旅行商品造成などを展開するとともに、2025年大阪・関西万博を好機と捉え、山陰海岸・南紀熊野両ジオパークをはじめ、関西圏域へのインバウンド誘客と広域周遊観光を促進するため、できることに全力で取り組んでいく。